

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について

令和7年12月
消防庁危険物保安室

【概要】

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「省令」という。）を改正するものである。

（1）物質の追加

次に掲げる物質を新たに消防活動阻害物質に指定する。

- ・ 4－[2－（4－ターシャリーブチルフェニル）エトキシ] キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4－[2－（4－ターシャリーブチルフェニル）エトキシ] キナゾリン 19.4%以下を含有するものを除く。）

（2）規定順の整理

省令の規定順を毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「指定令」という。）の規定に合わせるため、上記（1）の物質を省令第2条の表（65）に追加し、現行の（65）から（76）の番号を1つずつ繰り下げる。

【内容・理由】

指定令における劇物に追加された上記物質について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：新井充 東京大学名誉教授）において検討を行った結果、当該物質が、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することに鑑み、消防活動阻害物質として指定することが適当と判断し、今回改正するものである。

【施行期日】

令和8年3月31日